



知的財産についての Q&A

Q1：発明をしましたが、届出や相談はどこにすればいいのでしょうか？

A1：次世代地域創造センター地域イノベーション部門の知財担当が窓口となりますので、アイデアや発明が生じましたらご相談ください。

発明をされた場合は全て「発明等届出書」の提出が必要となります。ご連絡を受けてから様式をお渡ししますので、速やかに提出をお願いします。

「こんなの発明かな？」という時点での相談でもかまいませんので、お気軽にご連絡ください。 ☎844-8418 内線：8418

Q2：発明の届け出をした後はどのような手続きになるのでしょうか？

A2：以下のような流れになります。

「発明等届出書」の受領 → 発明相談（一次ヒアリング） → 特許事務所による発明相談（二次ヒアリング） → 知的財産専門委員会（帰属審議） → 特許事務所への出願依頼 → 特許出願

知的財産専門委員会において、その発明が職務発明であるか否か、その発明に係る権利を大学が承継するか否かを審議します。

上記の手順を踏む必要があり、届け出から出願まで2～3ヶ月かかることをご理解ください。

※企業との共同出願の場合も同じ流れですが、帰属審議の前に共同出願契約の締結が必要なため交渉等に時間を要しますので、お早めにご連絡ください。

Q3：ヒアリングはどのように行うのでしょうか？

A3：一次ヒアリングは、地域イノベーション部門の教職員が「発明等届出書」の内容及び発明者からの資料を基に1～2時間行います。特許化の可能性を検討する場です。一次ヒアリングで特許出願の可能性があると判断した場合は、特許事務所の弁理士による二次ヒアリング（面談またはテレビ会議）を行います。

どちらのヒアリングも、あらかじめ日程調整のうえ、研究室または次世代地域創造センターで行います。発明の内容は秘密事項ですので、部外者がいない個室で行うこととしています。

Q4：発明を企業に譲渡してもよいのでしょうか？

A4：教職員個人の判断で発明を企業に譲渡することはできません。必ず地域イノベーション部門に相談してください。くれぐれも自己判断で企業が作成した「譲渡証書」に押印しないでください。

なお、大学帰属となった発明について、大学が企業に譲渡することは条件次第で可能です。企業との交渉・協議・契約締結は地域イノベーション部門が行います。

Q5：個人で特許出願することができるのでしょうか？

A5：その発明に係る権利を大学が承継するかどうかは、知的財産専門委員会において判断します。委員会で職務発明の要件に該当せず大学が承継しないと判断したものは、個人に帰属しますので、個人で出願することができます。帰属の判断は大学が行いますので、個人で判断せず発明が生じたら速やかに地域イノベーション部門にご相談ください。

Q6：研究成果等の発表が迫っているので、先に発表してから特許出願できるのでしょうか？

A6：発表することで研究成果等は公に知られたこととなります。発明が完全に保護されるためには、発表前に出願しなければなりません。学会等の Web 公開も同様です。特許法第30条の例外規定を適用し発表後1年以内であれば出願することも可能ですが、これは例外的な救済措置であり、あまり好ましいものではありません。発表することによって第三者にアイデアを盗用されたり、外国での特許が取れない場合があり不利になりますので、発表予定がある場合は早めに地域イノベーション部門にご相談ください。

Q7：特許出願時や登録時、ライセンス収入があった場合は、発明者に補償金は支払われますか？

A7：本学には出願補償金はありません。特許を受ける権利を大学が承継して大学が出願し登録された場合は、1件あたり1万円が支払われます。
特許を活用したライセンス収入や譲渡収入を大学が得た場合は、収入の60%を発明者個人に実施補償金として支払います。ただし、収入から大学が負担した特許権等の権利化、維持に係る経費を先に控除します。
なお、発明者が複数いる場合は、寄与度に応じた持分で按分した額となります。

Q8：学生が教職員と共同で行った発明の取扱いはどうなりますか？

A8：本学と雇用関係にない学生の場合は、学生が大学へ権利の任意譲渡を行うと、教職員と同じ権利・義務の取扱いとなります。任意譲渡を行わない場合は、持分割合で経費を学生に負担してもらうことになります。

Q9：海外出願に関する取扱いはどうなりますか？

A9：出願経費を企業に負担していただける場合は、企業負担で海外に出願することを考えます。それ以外の場合は、科学技術振興機構（JST）の海外出願支援制度を活用しますが、JSTの審査を受ける必要があります、必ずしも採択されるとは限りません。外国出願をお考えの場合は、国内出願時に地域イノベーション部門にご相談ください。
※国内出願後1年以内であれば、その出願を基礎として海外にも特許出願を行うことができます。

Q10：研究成果物等の取扱いはどうしたらよいでしょうか？

A10：研究成果物等についても組織として管理すべきと考えています。有償で譲渡することも可能ですので、企業や他大学等研究機関に提供する場合は、地域イノベーション部門にご相談ください。地域イノベーション部門が企業等と交渉し、MTA 契約を締結します。

Q11：共同研究のときに知的財産の取扱いはどうなりますか？

A11：共同研究の成果である発明は、基本的には各発明者の所属する機関に帰属します。本学の教職員と企業の従業員が共同で発明した場合には、共同研究契約に基づき、その特許は大学と企業の共有となります。取扱いについては、地域イノベーション部門が企業と交渉を行い、費用負担や持分等について話し合いを行います。

Q12：受託研究のときの知的財産の取扱いはどうなりますか？

A12：大学が受託した研究の結果として得られた発明は、原則として発明者の所属する大学に帰属します。しかし、委託した企業に対しては、優先的に実施権が与えられますし、企業の希望によっては特許を受ける権利や特許権を譲渡する方法もあります。取扱いについては、地域イノベーション部門が企業と話し合いを行います。

その他、知的財産に関することは地域イノベーション部門にお気軽にご相談ください。相談のタイミングが遅れることにより、教職員に不利益となる場合もありますので、お早めにご相談ください。

～お問合せ先～

<知的財産について>

次世代地域創造センター地域イノベーション部門（知財担当）

☎844-8418 内線8418

<産学連携について>

次世代地域創造センター地域イノベーション部門（産学連携担当）

☎844-8481 内線8481